# 可茂衛生施設利用組合の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

#### (令和6年度実績)

区分	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度 の人件費率
令和6年度	3,719,044	80, 595 千円	192, 480 千円	5. 18%	5.71%

## (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

## (令和6年度実績)

□ /\	職員数	給 与 費			
区分	Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和6年度	23人	92, 589 千円	17, 218 千円	39, 387 千円	149, 194 千円

一人当たり 給与費 B/A 6,487 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
  - 3 職員数、給与費ともに暫定再任用職員(フルタイム)を含み、会計年度任用職員は含まない。

#### (3) 給与改定の状況 (令和6年度)

①月例給

		人事院	給与		
区分	民間給与A	公務員給与B	較差 A − B	勧告 (改定率)	改定率
令和6年度	416,561円	405, 378円	11,183円 (2.76%)	3.0 %	3.0%

- (注)「民間給与」、「公務員給与」は人事院において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与 月額である。
- ②特別給(期末·勤勉手当)

			年間支給			
区	分	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)	月数
令和 6	6年度	4.60月	4.50月	0.10月	4.60月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒に係る初任給を23,800円、高卒に係る初任給を21,400円引上げ。初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定。(平均改定率3.0%)。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、組合(代表所在地 可児市)においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月 1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。平成28年4月1日 から3%を支給。

#### (参考)

	平成26年度	平成27年度	の支給割合	平成28年度~令和6年度
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	の支給割合
国基準による支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %
組合の支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %

#### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
組合	46.7 歳	346,926円	403,824円	388,843円
岐阜県	42.9 歳	327, 653円	407,523円	362,236円
国	42.1 歳	323, 823円	-	405,378円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		組合	岐阜県	国
to (= =  mil	大 学 卒	220,000円	229, 200円	220,000円
一般行政職	高校卒	188,000円	197, 300円	188,000円

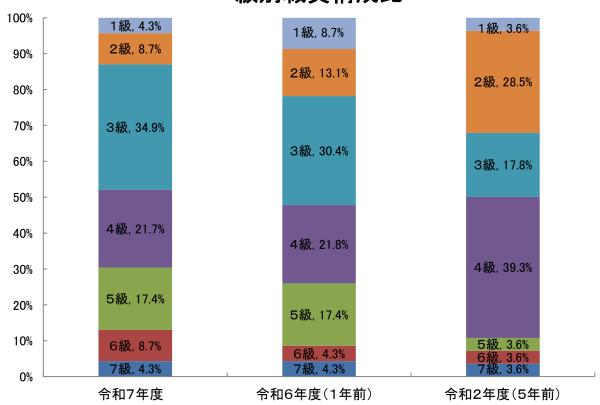
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号 給 の 給 料 月 額	最 高 号 給 の 給 料 月 額
7 級	事務局長	1 人	4.3%	408,300円	450,900円
6 級	課長	2 人	8.7%	355,200円	421,500円
5 級	課長補佐	4 人	17.4%	321,300円	402,200円
4 級	係長・主任主査	5 人	21.7%	298,800円	393,600円
3 級	主査	8 人	34.9%	265,300円	354,700円
2 級	主任	2 人	8.7%	230,000円	308,500円
1 級	主事	1 人	4.3%	183,500円	258,100円

<sup>(</sup>注)定員管理調査において報告した職員数(再任用職員含む)。

# 級別職員構成比



# (2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員において勤務評定結果を反映しています。

## 4 職員の手当の状況

## (1)期末·勤勉手当(令和7年4月1日現在·令和6年度実績)

組合	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,712千円		_
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.5月分 2.1月分 特定管理職員 2.1月分 2.5月分 再任用職員 1.4月分 1.0月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.5月分 2.1月分 特定管理職員 2.1月分 2.5月分 再任用職員 1.4月分 1.0月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.5月分 2.1月分 特定管理職員 2.1月分 2.5月分 再任用職員 1.4月分 1.0月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

## 〇勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当は、全職員において人事考課結果に基づく成績率を適用しています。

## (2) 退職手当(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

	組合			玉	
(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.7090月分	応募認定・定年 24.586875月分 33.270750月分 47.709000月分 47.709000月分	(支給率) 勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.7090月分	応募認定・定年 24.586875月分 33.270750月分 47.709000月分 47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算) 1 人当たり平均支給額(令和6年度退職者) 自己都合 (該当者なし) 定年 (該当者なし)			その他の加算措定年前早期退	置職特例措置(2~4	15%加算)

<sup>(</sup>注)岐阜県市町村職員退職手当組合の規定による。

## (3) 地域手当(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

支 給 実 績(令和6年度)	<b>央</b> 算)	2,951千円		
支給職員1人当たり平均支約	合年額(令和6年度決算)	128, 297円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
可児市	3 %	23人	3 %	

## (4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

( - )   19 // 200 9/					
支給実績(令和6年	度決算)	10千円			
支給職員1人当たり	平均支給年額(令和6年度決算)	3, 197円			
職員全体に占める手	・当支給職員の割合(令和 6 年度)	1	3.0%		
	手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する 支給単価	支給実績(令和6年度決算)		
危険業務手当	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に規定する業務に従事した職員		10千円		

## (5) 時間外勤務手当(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

支給実績(令和6年度決算)	4,130千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 6 年度決算)	206千円
支給実績 (前年度決算)	4,957千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(前年度決算)	248千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)。

## (6) その他の手当(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

手当名	内容及び支給単価	国制と異の同	国の制度との異なる内容	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者6,500円	同	_	3, 431千円	311, 955円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃 を支払っている職員 家寮 の月額から16,000円を控除 した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家家 賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(上限 17,000円)に11,000を加算	同	1	672千円	335, 750円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000円を超えることはできない	同		1,766千円	76, 765円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	-	2,343千円	780.800円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	_	396千円	1回4,400円
管理職特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により、週 休日等に勤務した場合	同	_	0 千円	0円

# 5 職員数の状況

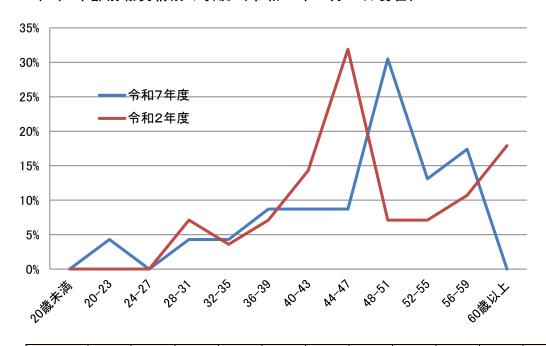
# (1)職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

職 員	数 令和 7 年度	対 前 年増 減 数	主な増減理由
23 (30)	23	0	

<sup>(</sup>注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。(令和4年1月7日条例改正)

## (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区	分		₹	₹	}	₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員	数	0	1	0	1	1	2	2	2	7	3	4	0	23

## (3) 職員数の推移

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和 7 年	過去5年間 の増減数
一般行政	28	22	23	23	23	23	Δ5

<sup>(</sup>注)各年における定員管理調査において報告した職員数。

# 6 職員の任免について (令和6年度)

## (1) 退職の状況

区分	定年	自己 都合等	公務外 死亡・傷病	応募認定	任期満了※	合 計
令和6年度	0	0	0	0	1	1

<sup>※</sup>再任用職員の任期満了者

## (2) 採用の状況

区分	一般事務職				
	上級	初級	再任用職員※		
令和6年度	0	0	0		

<sup>※</sup>再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用 する職員のことをいう。

## 7 職員の人事評価について (令和7年4月1日現在)

平成29年度から全職員を対象に目標管理制度を活用した業績、プロセスの2項目で人事考課を実施。また、係長職以上を対象とした上司考課を実施。

#### ①目的

- ア 組織全体のマネジメント体質の強化
- イ職員の能力開発
  - ・OJTによる目標達成を通じての人材育成
  - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ 公正な人事の確保
  - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
  - ・能力・適性にあった職員の適正配置
- ②考課結果の具体的活用例
  - ア全職員に勤勉手当の成績率査定
  - イ 職員の昇格、降任、降格及び昇給の査定
  - ウ 適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

## 8 勤務時間その他の勤務条件について

(令和7年4月1日現在)

	(1-14) 1 : 73 : 1 30 127
区分	勤務時間等
1日の勤務時間	午前8時30分~午後5時15分 (7時間45分)
休憩時間	正午~午後 1 時
1週間の勤務時間	38時間45分
育児・介護のための早出・遅出	平成28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

## 9 休業に関する状況について(令和7年4月1日現在・令和6年度実績)

## (1) 年次有給休暇

休暇日数等の概要	令和 6 年実績
全職員に対し、1年につき20日間付与(最大20日を翌年に繰越し)	平均取得日数16.6日

## (2) 病気休暇

休暇日数等の概要	令和 6 年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを 得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	2 件

#### (3) 特別休暇

休暇の概要	付与日数 (限度日数)
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5日
結婚休暇	6 日
産前休暇	分娩予定日前 6 週間目から
産後休暇	分娩日後8週間

生後1年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1日2回、30分以内の期間
妊振中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に 重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められ る場合の休暇	1日につき1時間を超えない 範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2 日
妻の産前 6 週間・産後 1 年間の期間中に出産に係る子または上の子(小学校就学前)の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	5日
小学3年生までの子の看護等(看護、予防接種、学級閉鎖、子の入卒園入学式 等の式典への参加)の休暇	5 日
要介護者の介護を行うための休暇	5日(要介護者の人数に応じ て最長10日)
忌引の休暇	親族に応じ1日から7日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1 日
夏季休暇	6月から10月の期間に4日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著 しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

# (4)介護休暇

休暇日数等	令和 6 年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内	0人

## (5) 育児休業

休暇日数等	令和 6 年度実績	
当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで	0 人	

# (6) 部分休業

休暇日数等	令和 6 年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務 時間の一部について勤務しないこと	0人

## (7) 育児短時間勤務

休暇日数等	令和 6 年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその 始期に達するまで	0人

# 10 職員の分限及び懲戒処分について (令和6年度)

# (1) 分限処分

免職	休職	降任
0 件	0 件	0 件

<sup>※</sup>分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由が

ある場合に行う処分のことである。

#### (2) 懲戒処分

免職 停職		減 給	戒告	
0 件	O 件	O 件	O 件	

<sup>※</sup>懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を 問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

# 11 職員の服務の状況について

(令和6年度)

営利企業等の従事許可件数 2件

## 12 職員の退職管理について

平成29年度から規則を制定しています。

## 13 職員の研修について

(令和6年度)

研修機関	受講内容	受講者数
岐阜県市町村職員研修センター	個人情報保護と情報公開講座、レジリエンス研修、OJTの進め方研修、プレゼンテーション能力向上研修、DX基礎研修 等	19件
その 他 研 修 機 関	考え方のクセを打破する思考能力化トレーニング、持続可能な社会の実現に向けて、ITパスポート試験対策講座 他	6 件

## 14 職員の福祉及び利益の保護について(令和6年度)

#### (1) 公務災害認定件数

公務災害	通勤災害
O 件	0 件

#### (2) 健康診断受診者数

区分	受診者数
入院ドック	0人
半日ドック	18人
年代別検診	5 人
雇入時健康診断	0人

# 15 公平委員会からの報告事項

# 措置要求及び不服申立ての状況

(令和6年度)

	区分	前年度末 処理件数	措置要求及び 申立件数	処理件数	今年度末 処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
	分減処分	0	0	0	0
不服申立て	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0

※上記の状況は地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき可茂広域公平委員会から管理者に報告されます。

<sup>※</sup>職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。